

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

問題なのは、子供手当など53,000円程度のものが最低生活費から引かれていることである。子供がいるから必要経費が余計にかかるためにあると思われる手当が、最低生活費から引かれているのはおかしいと思われる。児童手当など53,000円程度は、最低生活費に加算されることが妥当だと思う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和５年１０月２０日	諮問
令和６年　１月１６日	審議（第８５回第３部会）
令和６年　２月　７日	審議（第８６回第３部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

（１）保護の補足性・基準

法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法８条１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

（２）職権による保護の変更

法２５条２項及び同項において準用する法２４条４項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

（３）収入認定

ア 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８・３・（２）・ア・（ア）によれば、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。

イ 1年以内の期間ごとに支給される手当の分割収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第8・1・(4)・アによれば、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

(4) 教育扶助

ア 扶助の範囲

法13条は、教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項の範囲内において行われるとしている。

(ア) 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品

(イ) 義務教育に伴って必要な通学用品

(ウ) 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの

イ 扶助の方法

法32条1項は、教育扶助は、金銭給付によって行うものとし、これによることができないとき等の場合には、現物給付によって行うことができるとしている。

また、同条2項は、教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとしている。

ウ 学校給食費

保護基準別表第2は、学校給食費についての基準額を保護者が負担すべき給食費の額としている。

(5) 次官通知及び局長通知の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和4年7月5日、子が通う学校が夏休みに入ることから従前認定していた学校給食費4,350円の認定を削除し、同年8月1日以降の請求人世帯への保護費を101,570円に変更する旨の本件処分を行ったことが認められる。

学校給食費についての基準額は保護者が負担すべき給食費の額とさ

れているところ（上記１・（４）・ウ）、子が通う学校が夏休みに入り、請求人が給食費を負担することがなくなったのであるから、教育扶助費のうち学校給食費４，３５０円の認定を削除した本件処分は、上記１の法令等の定めに則ったものといえることができる。また、処分庁による保護費の算定において違算は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、児童手当など５３，０００円程度のものが最低生活費から引かれていることが問題であり、同額を最低生活費に加算することが妥当であると主張する。これは請求人に支給されている児童扶養手当４３，０７０円及び児童手当１０，０００円が収入認定の対象となり、保護費から控除されていることに対して不服を述べているものと解される。

しかし、児童手当及び児童扶養手当は、収入認定の対象となる「その他の公の給付」に当たり、「その実際の受給額を認定すること」とされているのであるから（上記１・（３）・ア）、請求人世帯に支給する保護費の算定において児童手当及び児童扶養手当の額５３，０７０円を収入認定し、保護費から控除することは、上記１の法令等の定めに則ったものである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一